

重要事項説明書

放課後等デイサービスブランコ

この重要事項説明書は、社会福祉法第 76 条及び第 77 条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

1 事業者の概要

事業者名称	特定非営利活動法人ライフゴーズオン
代表者氏名	代表理事 橋本 亮
本社所在地 (連絡先)	兵庫県姫路市下手野4丁目12番地7-503号リバード高岡 電話番号：079 (266) 8888 FAX 番号：079 (266) 8866
法人設立年月日	令和4年 5月 30日

2 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	放課後等デイサービスブランコ
サービスの 主たる対象者	6～18歳の重症心身障害児とする。重症心身障害児に該当しない児童については当事業所と通所給付決定保護者の協議とする。
事業所番号	放課後等デイサービス 2854001886号（令和4年9月1日指定）
管理者	桂 里衣
児童発達支援 管理責任者	桂 里衣
事業所所在地	兵庫県姫路市西夢前台2丁目17番地
連絡先 相談担当者名	電話番号：079 (266) 8888 FAX 番号：079 (266) 8866 桂 里衣
事業所の通常の 事業実施地域	姫路市全域（離島を除く） ただし、事業所送迎を利用しない場合はこの限りではありません。

利用定員	5名
開設年月日	令和4年9月1日

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的

特定非営利活動法人ライフゴーズオンが開設する指定放課後等デイサービスブランコが指定放課後等デイサービス事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者の意見及び人格を尊重し、障害児及び障害児の保護者の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。

運営方針

1. 事業者は障害児が生活能力の維持向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるようその障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。
2. 事業者は、利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に利用する障害児の立場に立ったサービスの提供を行う。
3. 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の児童福祉サービス事業者、指定障害福祉サービス事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日 (8月13日から8月16日、12月30日から1月3日を除く)
営業時間	平日：午前10時から午後7時 学校休業日：午前8時30分から午後5時30分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から土曜日 (8月13日から8月16日、12月30日から1月3日を除く)
---------	--

サービス提供時間	平日：午後3時から午後5時 (ただし、学校下校時間に対応するものとする) 学校休業日：午前10時から午後4時
----------	--

(5) 事業所の構造

構 造	鉄構造 1階建て
敷 地 面 積	142.2㎡
延 床 面 積	108.91㎡

(6) 事業所の設備

設 備 の 種 類	部 屋 数	備 考
指 導 訓 練 室	1室	22.8㎡
相 談 室	1室	7.2㎡
事 務 室	1室	6㎡
ト イ レ	1室	洋式トイレ 4㎡
廊下・洗面	1室	13.4㎡

※上記は、厚生労働省が定める基準により必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

(7) 職員数・勤務状況

当事業所では、事業を提供する職員として、全体で以下の職種の職員を配置しています。なお、職員の配置については、児童福祉法と障害者総合支援法の指定基準を遵守しています。

〈職員数〉

管理者 1名

児童発達支援管理責任者 1名

児童指導員又は保育士 1名以上

指導員 必要時

看護職員 1名以上

嘱託医 1名

※上記の職員数は、利用人数及び事業を進める上で変動する場合があります。

3 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
放課後等デイサービス計画の作成	通所給付決定保護者及び障害児の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した放課後等デイサービス計画を作成します。
日常生活訓練	日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等を行います。
創作的活動	絵画、工作、園芸等を行います。
相談支援	更生相談、介護相談、健康相談等を行います。
介護方法の指導	家族等に対する介護技術指導等を行います。
介護サービス	食事、水分補給、更衣、排泄等の身体介助を行います。
送迎サービス	事業所の所有する車両により、障害児の自宅（又はそれに準ずる場所）又は学校と事業所との間の送迎を行います。
給食サービス	希望により、障害児の身体状況や嗜好に配慮した食事を提供します。

(2) サービス料金

サービス料金は、下記のとおりです。

<提供するサービスの料金とその利用者負担額について>

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

通所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の1割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、1月あたりの利用者負担額になります。利用料の1割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。

※ 放課後等デイサービス費について事業者が代理受領を行わない(通所給付決定保護者が償還払いを希望する)場合は、放課後等デイサービス費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に放課後等デイサービス費の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。

4 その他の費用について

内 容	料 金
-----	-----

創作的活動等に係る材料費	実費相当額（活動の参加は任意です）
給食サービスの提供に係る食事代	1食あたり 500円 おやつ 60円
送迎サービスにかかる自費	通常のサービスの提供に係る実施地域を超える場合 （30km以上）：1kmあたり50円 送迎実施時間外の場合：30分あたり1000円
延長料金	営業時間内30分あたり500円 営業時間外30分1000円

5 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額その他の費用の支払い方法について	<p>利用者負担額及びその他の費用について、請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の26日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(1) 現金支払い (2) 指定口座からの自動振替 (3) 事業者指定口座への振り込み</p> <p>お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。</p> <p>また、児童通所給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>
------------------------	---

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 放課後等デイサービス計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向に配慮しながら「放課後等デイサービス計画」を作成します。作成した「放課後等デイサービス計画」については、案の段階で通所給付決定保護者及び障害児に対し内容を説明し、通所給付決定保護者の同意を得た上で成案としますので、ご確認

いただくようお願いします。

(3) 放課後等デイサービス計画の変更等

「放課後等デイサービス計画」は、障害児の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 桂 里衣
-------------	----------

② 苦情解決体制を整備しています。

③ 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 障害児又はその家族に関する秘密の保持について

事業者は、障害児又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

・事業者及び事業者の使用する者（以下「従業員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た障害児又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

・また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

・事業者は、従業員に業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。

② 個人情報の保護について

事業者は、障害児又はその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、障害児又はその家族の個人情報を提供しません。

・事業者は、障害児又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

・事業者が管理する情報については、障害児又はその家族の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医及び家族への連絡を行う等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。

また、主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとします。

(1) 保護者に利用者の主治医（かかりつけ医療機関）、緊急連絡先、緊急時の対応方法などを利用開始までにアセスメントシートに記入して頂くこととします。

(2) 事業所の協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医療機関名称	三輪小児科		
医院長名	三輪明弘		
所在地	兵庫県姫路市青山北3丁目18-8		
電話番号	079-267-0381		
診療科	小児科	入院設備	なし

10 事故発生時の対応方法について

障害児に対する放課後等デイサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、障害児に対する放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市町村名	姫路市
	担当部・課名	姫路市役所障害福祉課
	電話番号	079-221-2457
兵庫県	担当部・課名	福祉部 障害福祉室 生活基盤推進課 指定・指導グループ
	電話番号	06-6944-6026

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：損害保険ジャパン株式会社

損害保険の種類：賠償責任保険

損害保険の内容：賠償保証 5000万円

11 非常災害時の対策

事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

1 2 苦情解決の体制及び手順

【苦情解決体制の周知】

①苦情の受付 ②苦情受付の報告・確認 ③話し合い・解決案の調整 ④苦情対応の記録・確認 ⑤公表

【具体的な対応方針】

- ①苦情受付担当者は、利用者・家族等からの苦情を随時受け付ける
・内容の整理、申出人の意向確認、第三者委員への報告及び立ち合いの要否
- ②苦情解決責任者は、事実確認等を行い、申出人との話し合いにより解決を図る
- ③苦情受付担当者は、苦情受付から解決、改善までの経過について書面に記載する
→改善を約束した事項について一定期間経過後、申出人と必要があれば第三者委員に報告する
- ④解決の結果を実績の有無に関係なく、個人情報に関するものを除き、事業報告書や広報誌等に掲載し、公表する。

(1) 当事業所の苦情受付窓口

受 付 時 間	事業所の営業時間に準ずる。
苦 情 解 決 責 任 者 苦 情 解 決 担 当 者	桂 里 衣
連 絡 先	079-266-8888

(2) 行政機関その他苦情受付機関

【市町村の窓口】 姫路市障害福祉課	電話番号 079-221-2454 受付日 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 受付時間 8：35～17：20
【公的団体の窓口】 兵庫県福祉サービス 運営適正化委員会	電話番号 078-242-6868 受付日 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 受付時間 10：00～16：00

1 3 心身の状況の把握

指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれ

ている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1.4 連絡調整に対する協力

放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの利用について市町村又は障害児相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

1.5 他の指定通所支援事業者等との連携

指定放課後等デイサービスの提供に当り、兵庫県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

1.6 サービス提供の記録

- ① 指定放課後等デイサービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に通所給付決定保護者の確認を受けることとします。
- ② 指定放課後等デイサービスの実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、通所給付決定保護者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、障害者又はその家族は事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

1.7 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感 染 症 対 策	児童がインフルエンザ・コロナ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用は出来ません。
設 備 ・ 器 具 の 利 用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
宗 教 活 動 政 治 活 動 営 利 活 動	児童及び保護者の思想、信仰は自由ですが、他の児童及びその保護者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

令和 年 月 日

指定放課後等デイサービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 特定非営利活動法人ライフゴーズオン
代表者 代表理事 橋本 亮

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、放課後等デイサービスブランコのサービス提供開始に同意しました。

利用者及びその家族等 利用者 _____ 印

保護者・代理人 _____ 印

附 則

この重要事項説明書は、令和4年9月1日より施行する。